

児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給者の方へ

8月は『児童扶養手当現況届
特別児童扶養手当所得状況届』の提出の月です。

「児童扶養手当現況届」は、

- 児童の養育状況
- 生計維持方法
- 前年の所得
- 公的年金の受給状況

などを確認するため、

「特別児童扶養手当所得状況届」は、前年の所得などを確認するため、毎年8月に提出することになっています。

この届を提出されない場合、8月以降の手当が受けられなくなります。届出が必要な方には、関係書類をお送りしますので、

「児童扶養手当現況届」
↓住民生活課

「特別児童扶養手当所得状況届」
↓福祉保健課（岩美すこやかセンター内）

へ手続きにおいでください。

なお、支給停止になっている方も届出が義務づけられています。

【手続きに必要なもの】

児童扶養手当

現況届用紙
前年度交付された証書（支給停止者は除く）
受給者及び児童の属する世帯全員の住民票（同一住所に別世帯登録があれば、その世帯の住民票も必要 受給者請求の場合は委任状が必要）
所得証明書
（平成21年1月1日に岩美町に住民登録がなかった方のみ）
手続きに使用している印鑑
その他（必要な方には書類が同封してあります。）

特別児童扶養手当

所得状況届用紙
前年度交付された証書
（支給停止者は除く）
所得証明書
（平成21年1月1日に岩美町に住民登録がなかった方のみ）
手続きに使用している印鑑

問い合わせ先

住民生活課 子育て支援係 ☎73 - 1415

福祉保健課 すこやか係 ☎73 - 1333

国民年金には障害への 保障があります

支給要件

保険料納付済期間（免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上ある者の障害。

20歳未満のときに初めて医師の診療を受けたものが、障害の状態にあつて20歳に達したとき、または20歳に達した後、に障害の状態となつたとき。

障害認定時

初めて医師の診療を受けたときから1年6ヶ月経過したとき（その間に治つた場合は治つたとき）に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態になつた場合。

年金額（平成21年度）

【一級】

990、1000円＋子の加算

【二級】

792、1000円＋子の加算

子の加算

第一子・第二子

各227、900円

第三子以降

各75、900円

子とは次のものにかぎる

- ・18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子
- ・20歳未満で障害等級1級または2級の障害者

（障害等級の例）

一級

・両上肢の機能に著しい障害を有するもの

・両下肢の機能に著しい障害を有するもの

・両目の矯正視力の和が0・04以下のもの

二級

・1上肢の機能に著しい障害を有するもの

・1下肢の機能に著しい障害を有するもの

・両目の矯正視力の和が0・05以上0・08以下のもの

（手続きについて）

障害基礎年金の裁定手続は役場窓口で受け付けております。用紙も役場窓口にあります。

問い合わせ先

住民生活課 ☎73 - 1415